

車販見積作成時の税金計算

ここ数年、いろいろな車輛販売に関する税金の新設や改正が行われました(エコカー減税・グリーン税制・重量税改正・暫定税率改正)。どんどん複雑になる税金関係。見積書作成に迷われたりしていないでしょうか？
そこで、今回は、販売する上で、押さえておきたい税金算出のポイントを整理します。

☆押さえておきたい。税金算出のポイント

Ex: 自家用乗用車の中古車商談の場合。⇒「どの手順でどこを注意するか」のポイント紹介です。

Step1

車検残の確認

- ①車検残なし → Step2へ
- ②車検残あり → Step3へ

Step2

重量税の算出(22年4月新重量税) ※現在、国会で審議中の為、確定ではありません。

- ①次世代自動車 → 2,500円/0.5t(年額) ※次世代自動車: 電気自動車・ハイブリッド車等
(エコカー減税で減免されるため、H23年4月までは該当する車両は発生しません。)
- ②車齢18年経過した車 → 6,300円/0.5t(年額)
- ③一般車 → 5,000円/0.5t(年額)

Step3

取得税の算出

※新車時価格(グレードや仕様まで細分化して算定。メーカー発表の価格)×0.9×減価償却係数が、50万円以上になる場合に掛かる税金です。

一般的に、新車価格175万円程度の車だと3年経過で取得税が掛かりません。

- ①取得税が掛かる車 → (a)次世代自動車: 2.7%、2.4%、1.6%、0.5%の減税措置
(b)低公害車: 30万 or 15万円の控除(～H24.3.31)

※低公害車: 排出ガス性能☆4つかつH22年度燃費基準+25%または+15%達成車

(c)上記以外の乗用車: 通常の取得税

- ②取得税が掛からない車 → 0円

Step4

自動車税の算出(未経過額の算出)

- ①H21年度に新規登録した車 → (a)次世代自動車: 50%の減税措置
(b)低公害車: 50%または、25%の減税
(c)上記以外の乗用車: 通常の自動車税
- ②13年超の経年車(ガソリン車) → 10%の重課
- ③それ以外の乗用車 → 通常の自動車税額

以上のように通常の中古車の見積作成を正確に行うのにも、様々な税金と対象車種を特定しなくてはなりません。

JOCARを使えば、上記のポイントは全て網羅しているので、正確でスピーディーな見積作成が可能です。
平成22年4月1日 暫定税率改正対応版リリース決定!!

【お問い合わせ先】 (株)JCM システム事業部 0120-71-7070
JCMニュースは電子メールでの配信も可能です。希望の方は、このまま弊社までFAXでご返信願います。

(株)JCM システム事業部 行 → FAX番号 0120-71-7076

配信希望メールアドレス

■ 貴社名・貴社住所